豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策(提言)

令和3年1月15日 家畜衛生部会 牛豚等疾病小委員会 拡大豚熱疫学調査チーム

野生いのししから飼養豚への豚熱の感染を防止するとともにアフリカ豚熱に対する防疫を強化するため、豚等の飼養施設における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図っている中、昨年末に、豚熱のワクチン接種推奨地域である山形県と三重県の農場において、豚熱の発生が確認された。豚熱のワクチン接種推奨地域は、野生いのししの豚熱感染状況や農場周辺の環境要因を考慮し、飼養豚への感染リスクが高い地域を設定しているものである。しかしながら、ワクチンを適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することは避けられず、こうした感受性のある豚が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことはできないため、ウイルスの農場への侵入防止措置を一層徹底する必要がある。

そこで、ワクチン接種推奨地域においては、

- (1) 農場外のウイルスを衛生管理区域内に持ち込まない
- (2) 農場内及び豚舎内で豚に接触する可能性のある人からのウイルスの汚染を防ぐ
- (3) 特に、移行抗体が消失する時期や初回接種時の出荷間近の豚群及び豚舎にウイル スを持ち込まない
- (4) 飼料や敷料へのウイルスの汚染を防ぐ
- (5) 消毒に当たっては、使用時の温度や環境で有効な消毒薬を適切な濃度や交換頻度 で使う
- (6) 農場内や豚舎間でウイルスを拡散させないような作業上の動線管理を行う
- (7) 作業手順と目的を理解し作業者間の齟齬をなくす
- の目的で次のような対策を具体的に履行していく必要がある。

〇 提言

今後の発生予防対策としては、

(1) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策及び人や車両の進入時の衛生対策 ワクチン接種推奨地域では、衛生管理区域内への野生いのしし等の侵入を防ぐため、 防護柵等の設置を徹底する必要がある。

また、車両が衛生管理区域に進入する際には、消毒ゲートや消石灰帯による消毒のみでは、タイヤの溝等にウイルスに汚染した土壌等が残っていた場合、十分な消毒効果が期待できないことから、十分な圧力のある動力噴霧機等により、適切に洗浄と消毒を行う必要がある。

(2) 作業着、手袋及び長靴の交換並びに交差汚染防止

昨年7月1日から、新たな飼養衛生管理基準(豚、いのしし)が施行されているが、 今回の発生農場においては、

- 衛生管理区域に入る者の衣服の交換(項目 16)
- ・豚舎ごとの手指の洗浄・消毒や手袋の交換(項目 25)
- ・豚舎ごとの靴や衣服の交換(項目 26)

等の取組が不十分であったこと等、農場や豚舎への機械的な持ち込みによるウイルスの 侵入の要因となり得る項目が確認されている。また、靴や衣服の交換時には、交換の前 後で交差汚染が起こる可能性があるため、着脱前後の動線をすのこ等で区分し、更衣の 前後で靴等の置き場所を区別して、交換前後の動線を完全に遮断するといった措置を講 ずる必要がある。

(3) ワクチン接種農場における免疫を獲得していない豚群への対応

豚熱ワクチンについては、母豚からの移行抗体が消失する時期に接種する必要があるため、ワクチン接種前の離乳豚群では母豚からの移行抗体が低下し、感染のリスクが極めて高い個体が一定数存在すると考えられる。また、農場での初回のワクチン接種時においては、出荷間近の肥育豚へのワクチン接種ができないため、ワクチン非接種豚は感染のリスクが高いと考えられる。このため、これらの豚を飼養する豚舎等については、特に感染が起こりやすいことを念頭に置いて、飼養衛生管理をより一層、徹底する必要がある。各農場においては、これらの豚が飼養される豚舎を確実に把握し、

- ・豚舎に出入りする際の、靴や衣服(大臣指定地域に限る。)の交換及び手指や一輪車の 消毒(項目25、26、28)
- ・豚舎開口部への防鳥ネット等の設置(項目29)
- ・健康観察と異常が認められた際の早期通報(項目39)等を特に徹底する必要がある。

(4) 敷料の衛生対策

山形県の事例において、豚舎内で使用する敷料を屋外で保管しており、この保管場所に多くの野鳥が飛来していることや野生動物の侵入が可能であることが確認された。敷料は直接豚に触れるもので、経口的に豚の体内に入る可能性もあるため、ワクチン接種推奨地域内の農場では、敷料を保管する際、ブルーシートや建屋で覆うことにより、野生動物や野鳥の接触がないように徹底する必要がある。

(5) 消毒液の選択及び交換頻度

山形県の事例において、豚舎出入り口に設置された踏み込み消毒槽に逆性石けんが使用されていたが、逆性石けんは、低温条件では消毒効果が激減することが分かっている。また、三重県の事例では、踏み込み消毒槽に炭酸水素ナトリウムを使用していたが、炭酸水素ナトリウムの消毒効果は十分に確認されているとは言えない。このため、各農場では、用途や、温度条件等を勘案し、消毒効果が十分に得られる方法を選択する

必要がある。消毒方法の選定に当たっては、家畜防疫員等の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分野の消毒ハンドブック(平成31年2月)(公益社団法人中央畜産会)」(http://jlia.lin.gr.jp/eiseis/pdf/disinfect_handbook.pdf) を参考されたい。

(6)農場内作業動線及び作業手順

三重県の事例においては、飼育管理の際、豚が豚舎間を移動することがあり、移動に 当たっては屋外の通路や敷地内を歩かせていた。一般に、屋外の通路の清掃、消毒を徹 底することは難しいため、豚舎間の豚の移動の際には、可能な限り消毒済みのケージ等 を利用することが適当である。

(7)教育訓練等

飼養管理の際の衛生対策は、作業に携わる全ての者が漏れなく毎日欠かさずに実施することが重要である。このため、飼養管理を行う者を明確にし、消毒や作業手順について要点を文書や図として整理するとともに、定期的な教育や訓練を徹底することが重要である。

(以上)